

第 1 回国民生活・社会統計ワーキンググループにおいて再審議とされた事項

<再審議事項>

学校基本調査の調査事項において、中学校卒業生の就業形態別の把握の変更案について、他の学校種の調査票との整合性、労働者区分のガイドラインとの整合性について再度審議。

<基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（関係部分の抜粋）>

1 諮問第 66 号の答申 今後の課題

(4) 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について

本調査においては、労働市場に労働者を供給する中学校以上の各学校種のうち、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校については、平成 24 年度調査から卒業生の就業形態に関する正規・非正規別の把握が行われており、さらに、今回の変更により、中等教育学校及び高等学校についても、平成 27 年度調査から当該把握が行われることとされている一方、中学校については、卒業生のうち就職した者が極めて少ないこと等から、当該把握が行われることとされていない。

しかしながら、①近年、特に若年層において労働者に占める非正規労働者の比率が大きく上昇しており、学卒者が初職で正規労働者として円滑に就職できるよう支援することが重要な課題となっていること、②低学歴者ほど正規労働者に就職できる比率が低く当該支援の必要性が高いこと等を踏まえると、学校卒業後の就業形態が正規職員か非正規職員かといった実態は、卒業した学校種や該当者数の多寡にかかわらず重要な情報であると考えられる。

このため、文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータの把握の観点から、遅くとも平成 29 年度調査を目途として、中学校卒業生の就業形態の正規・非正規別の把握を行う必要がある。

2 担当府省の取組状況

(4) 若年者雇用対策の検討に必要なデータ収集を目的とした中学校卒業生の就業形態別の把握については、統計委員会での指摘を踏まえ、平成 29 年度調査において、別途、一般統計調査として実施したうえで、平成 30 年度調査において基幹統計調査として実施することを予定している。なお、実際に調査することは困難であるとのこと意見に対しては、調査項目に「不明」を設けることで対応する予定である。

3 基本的な考え方（案）

文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータ収集を目的とした中学校卒業生の就業形態別の把握については、平成 29 年度に一般統計調査を実施し把握した上で、平成 30 年度の学校基本調査において把握する。